

会員の皆様へ

専門監査人資格認定制度

Master Auditor Certification System

申請受付のお知らせ

専門監査人資格認定制度による認定の申請受付を行っております。

認定する資格はつぎのとおりです。

- ① 情報セキュリティ専門監査人
- ② 個人情報保護専門監査人
- ③ 会計システム専門監査人

1. **申請**：常時受け付けますので、本学会宛に申請書をお送り下さい。
 2. **審査**：受理した申請書については、2ヶ月に1回程度、専門監査人資格認定審査会を開催して審査をいたします。
 3. **口頭試問**：審査で資格要件を満たしていると認められたものは、本人宛に口頭試問の日程をお知らせしますので、指定された日時・場所にお越し下さい。
 4. **認定**：口頭試問に合格した方に認定証を交付し、専門監査人名簿に登録します。
- 注) 本制度は、学会の正会員を対象としています。

申請早わかり (詳細は専門監査人資格認定規則を参照して下さい)

ポイント1：認定のための申請書

申請書は、「専門監査人資格認定規則」の様式1をダウンロードして使用して下さい。

申請書は申請区分ごとに以下の3点を添付(複数申請の場合は、それぞれに必要な書類を添付)して下さい。

- ・3ヶ月以内に撮影したパスポート用サイズ(4.5×3.5cm)の写真(様式1に貼付)
- ・資格認定の条件となる各種資格等への合格を証明するものの写し(または認定講座の修了証の写し)
- ・申請書の裏面に審査事務手続費用1万円の振込証の写しを糊付け。
(複数申請の場合、まとめてお振込みいただいて結構ですが、写しは各書類に添付して下さい。)
なお、審査会からの連絡用に返信用封筒(80円切手貼付、定型サイズ、住所・氏名を明記)を同封して下さい。

ポイント2：申請書の送付先

〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号
パレスサイドビル 株式会社毎日学術フォーラム内
システム監査学会 専門監査人資格認定審査会

ポイント3：申請事務手続費用の振込先

銀行：三菱UFJ銀行 虎ノ門支店
名義人：システム監査学会
口座番号：普通 2743858

注1) 本口座は「専門監査人資格認定制度」に係る費用振込専用の口座です。

注2) 振込手数料はご負担下さい。

専門監査人(Certified Master Auditor)の要件

情報セキュリティ専門監査人 略称：CMA (IS)

Certified Master Auditor for Information Security

要求水準は次のとおりです

- ・システム監査基準に基づく監査ができること。
- ・情報セキュリティ監査基準に基づく監査ができること。
- ・ISMS認証基準に基づく監査ができること。
- ・情報セキュリティ構造上の欠陥を指摘できること。
- ・情報セキュリティ管理上の欠陥を指摘できること。

監査能力の要件は次のとおりです

システム監査技術者または公認情報システム監査人（CISA）であること。

情報セキュリティに関する知識・能力の要件は次のとおりです

情報セキュリティアドミニストレータ、技術士（情報工学部門）もしくはISMS主任審査員であること。

これらに合格していない方は、本学会が実施する「情報セキュリティ専門監査人資格認定講座」を受講して下さい。本講座を修了した方には、情報セキュリティ専門監査人の認定を受ける資格が与えられます。

個人情報保護専門監査人 略称：CMA (PP)

Certified Master Auditor for Privacy Protection

要求水準は次のとおりです

- ・システム監査基準に基づく監査ができること。
- ・個人情報保護の状況を監査できること。
- ・プライバシーマーク制度で要求されている監査ができること。
- ・情報漏洩の可能性を指摘できること。
- ・情報資産の保全についての問題点を指摘できること。

監査能力の要件は次のとおりです

システム監査技術者または公認情報システム監査人（CISA）であること。

個人情報保護に関する知識・能力の要件は次のとおりです

弁護士であること。

弁護士でない方は、本学会が実施する「個人情報保護専門監査人資格認定講座」を受講して下さい。本講座を修了した方には、個人情報保護専門監査人の認定を受ける資格が与えられます。

会計システム専門監査人 略称：CMA (AS)

Certified Master Auditor for Accounting System

要求水準は次のとおりです

- ・システム監査基準に基づく監査ができること。
- ・会計システムの欠陥を指摘できること。
- ・会計情報の不正・エラー等を指摘できること。
- ・会計情報の保全について問題点を指摘できること。

監査能力の要件は次のとおりです

システム監査技術者または公認情報システム監査人（CISA）であること。

会計に関する知識・能力の要件は次のとおりです

公認会計士であること。

公認会計士でない方は、本学会が実施する「会計システム専門監査人資格認定講座」を受講して下さい。本講座を修了した方には、会計システム専門監査人の認定を受ける資格が与えられます。

専門監査人資格認定講座の開催については、別途お知らせいたします。